

監 委 第 7 8 3 号
令和 7 年 8 月 5 日

堺市長 永 藤 英 機 様

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大 林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

令和6年度堺市内部統制評価報告書
の 審 査 意 見 の 提 出 に つ い て

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和6年度堺市内部統制評価報告書を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和 6 年度堺市内部統制評価報告書の審査意見

第 1 審査の対象

令和 6 年度堺市内部統制評価報告書

第 2 審査の期間

令和 7 年 7 月 17 日から令和 7 年 8 月 5 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果に係る記載が相当であるかについて、関係書類との照合、関係職員から説明の聴取を行うなどの方法により審査を実施した。

第 4 審査の結果

内部統制評価報告書について審査手続を実施した結果、評価手続及び評価結果に係る内部統制評価報告書の記載は相当であると認められた。

第 5 付記事項

内部統制制度の取組が令和 2 年 4 月に開始され、5 年が経過した。この間、各課が日常業務のリスク管理のために参照する「点検項目一覧表」の点検項目の追加や年 2 回の点検強化月間の設定等、自己点検の充実強化が図られてきた。

しかし、同制度の取組においては、毎年度一定数の不備（令和 2 年度：185 件、3 年度：172 件、4 年度：205 件、5 年度：166 件、6 年度：181 件）が発生し、監査委員が実施する定期監査においては、現金等の管理や業務委託契約等の基本的な事務に関して、同様の不備に係る指摘が散見される状況が継続している。

こうした状況に鑑みると、同制度を一層効果的に運用することが求められており、これまでの取組を総括し、改めて今後のあり方を検討することが望ましいと考えられる。

具体的には、同制度の取組における各局区のリスクの傾向、自己点検の定着状況、職員の意識や行動の変化等、様々な観点から課題を把握し、これまでの取組の有効性等を検証した上で、内部統制推進部局と共通事務所

管部局が更なる連携を図り、今後の取組手法や重点的に取り組むべき事項等について検討することが望まれる。

令和7年4月1日付けで、同制度の対象事務が「財務に関する事務」及び「情報管理に関する事務」から、「市長の権限に属する全ての事務」に見直しされたところであり、5年間の総括を踏まえて、引き続き内部統制の機能強化に取り組まれない。